

東久留米市青少年問題協議会検討報告

「青少年の心の豊かさと健やかさを求めて」(その2)

平成22年8月26日

東久留米市青少年問題協議会

< 目 次 >

| | |
|------------------------------------|----|
| はじめに | 3 |
| 分科会報告 | 5 |
| A分科会報告 「地域ぐるみで健全な環境をつくろう」 | 7 |
| B分科会報告 「青少年の社会参加の機会をふやそう」 | 13 |
| 報告書の活用 | 17 |
| おわりに | 21 |
| 資 料 | 23 |
| 東久留米市青少年問題協議会条例 | 25 |
| 東久留米市青少年問題協議会検討経過 | 27 |
| 東久留米市青少年問題協議会委員名簿 | 29 |
| 青少年関係窓口一覧 | 31 |

はじめに

すべての人々が人権尊重の理念を正しく理解するとともに、生命を大切にし、社会生活の基本や思いやりの心を身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむ。また、すべての人々が、健全な心の発達・成長とともに健やかな身体を育むために、思いやりや道徳心などの人間性や健康についての理解を深めるために心と体の教育の充実を推進する。この2点は、東久留米市教育委員会の教育目標達成のための基本方針の中に、「人間尊重及び社会貢献の精神の育成」並びに「健やかな心と体の育成」として掲げられ、奉仕活動などの体験活動、非行などの課題への迅速な対応、心の教育についての意見交換、スポーツ事業など、様々な施策事業が行われています。この事業がスムーズに計画と実践が行われ、充実したものにするためには、家庭・学校・地域や関係諸機関、関係諸団体が連携・協力し合って、市民全体のものになるよう、その実現を求めていかなければなりません。同様な連携・協力の重要性を、東久留米市青少年健全育成基本方針にも掲げられています。心身ともに健全な青少年の育成は、学校の教師や教育関係者だけの問題や課題ではなく、東久留米市民の共通の願いであり、日本国民全体の願いであると言えます。

本協議会は、「青少年の心の豊かさと健やかさを求めて」をテーマにして平成20年8月25日に報告（0825報告）されました内容をもとにして、その実践化、具現化、効率化を目指して検討を重ねてまいりました。従って、今回の報告は0825報告の継続ということになります。

この経緯について述べさせていただきますと、0825報告では、東久留米市で抱えている青少年にかかわる諸問題を、「青少年の心の豊かさと健やかさを求めて」をテーマに掲げ、3分科会を構成。第一分科会では「家庭や地域の教育力を高めよう」を主題にして、青少年が健やかに育つためには、子ども自身が愛されているという実感と自立できる力を身に付ける家庭づくりが大切と考え、あいさつの励行に着目をし、「大人が変われば子どもも変わる」のメッセージを発信。第二分科会では「青少年の社会参加の機会を増やそう」を主題にして、青少年を社会の一員として大きく成長させるためには、さまざまな人達との交流ができるよう社会参加と参画の場づくりの活動を通して、所属感を高めることが大切と考え、気軽に訪れ利用できる居場所の提供、ボランティア活動の体制づくり等への提言を発信。第三分科会では、「地域ぐるみで健全な環境をつくろう」を主題にして、環境整備と非行防止の推進のためには、地域住民一人一人が互いに連携しあって健全な環境づくりへの自覚が大切と考え、地域安全マップづくりを通して地域の人々との連携、人間関係の大切さ、学校・家庭・地域・行政の組織的な連携の大切さを提言をしてきています。

この3つの分科会提言の報告にあわせて、次期の協議会への期待として、この提言の更

なる実践化、具現化、効率化を目指して協議することの重要が語られました。本報告は、この提言と協議会への期待を受けて、実践化、具現化、効率化を重点にするため、第一分科会で提言された「家庭づくり、あいさつの励行」については、第二分科会、第三分科会の基礎・基本に値する重要な提言であることからして、常置的に第二、第三に含めて考えることが妥当であるとの結論に達し、リニューアルした形で「A分科会：地域ぐるみで健全な環境をつくろう」、「B分科会：青少年の社会参加の機会を増やそう」の2つの分科会に構成して、協議を重ねてきました。

ですからこの検討報告のコンセプトは①0825報告を基盤 ②各地区・地域の活動の分析結果 ③健全な環境づくりや社会参加への意識についての協議 ④各地域が精力的に活躍している中学校地区の特性 ⑤活動の重複化、参加者の減少化、固定化、争奪化、事業のマンネリ化などの要因と問題点 ⑥実践化・具体化・日常化を阻む要因 ⑦報告・提言の活用状況、成功事例、失敗事例、参加者の感想の把握 ⑧解決策を探る提言 ⑨無駄を省き、実践のリニューアルなどの内容を含めた分科会のまとめとして記述されています。

A分科会では、環境整備と非行防止活動の推進を中心にして、身近な環境をもう一度見直し、その危険性や留意点を大人と子どもの双方で情報を共有し、実際の生活の場であるリアルな地域環境と擬似的環境であるインターネット・携帯電話の状況把握、事例を踏まえた問題点、解決策への提言を事例から述べています。

B分科会では、青少年の社会参加の拡大と活動の場の整備を中心にして、市内各地で行われている健全育成対策事業を、地域の行事的活動、社会奉仕的な活動、文化的・教養的活動に分類整理し、メリット、デメリットを分析し、参加者の減少化、固定化、事業のマンネリ化、重複化に対する対策を検討し、提言を述べています。

A分科会、B分科会を通して、この報告書の特色は、実践事例の現状分析を行い、地域の中で青少年に関する事業活動を継続して実践する価値についての検討が行われたということです。この検討で得られた観点（価値基準）によって、今回取り上げられなかった事例等を見直したり、新規事業を計画する際の参考にしたりして、青少年の健全育成事業が精査され、事業の継続と広がり、そして新しさのある推進活動によって、主題「青少年の心の豊かさと健やかさを求めて」の解決につながると考えます。

この報告書が、様々な機会にて活用され、青少年育成事業の価値とその必要性を、更に意識され、意図的、計画的に事業推進にご協力をいただきますことを切にお願いするとともに、健全育成は、問題行動への対応ではなく、すべての子どもたちの健やかな成長を求めていることの広がりを期待しています。

分 科 会 報 告

A分科会

「地域ぐるみで健全な環境をつくろう」
(環境整備と非行防止活動の推進)

B分科会

「青少年の社会参加の機会をふやそう」
(青少年の社会参加の拡大と活動の場の整備)

地域ぐるみで健全な環境をつくろう（環境整備と非行防止活動の推進）**1 主題**

未来を担う子どもたち。その子どもたちを取り巻く環境はこのままでよいのでしょうか？万引きや暴力・薬物使用といった犯罪の低年齢化の傾向から考えても、楽観できる状況ではありません。

状況の変化が激しい昨今、こんなときこそ大人は子どもに常に関心を抱き、見守ることが重要ではないでしょうか。子どもたちの明るい未来のため、ひいては地域の明るい未来のため、地域ぐるみで健全な環境づくりに取り組むことが重要です。

2 主題設定の趣旨

今、私たちを取り巻く環境は大変複雑で分かりにくく、大人の知らないところで青少年が関係する様々な事件が連日のように報道されています。私たちは身近な環境をもう一度見直し、その危険性や留意点を大人と子どもの双方が知っておく必要があるのではないのでしょうか。そこで実際の生活の場である現実的（リアル）な環境「地域」と今や利用者も幅広く、誰でも気軽に参加できる擬似的（バーチャル）な環境「インターネット・携帯電話」を検証することにしました。

3 実践事例の現状分析**A) 地域安全マップ（リアルな環境）危険の回避****1) 事例の実践分類と傾向**

前回地域の安全をチェックするための実地調査として子どもたちが取り組んだ「地域安全マップ」地域でとても好評でした。各地区「マップ」について確認したところ、各小学校で作成した物がありました。子どもたち・先生・保護者など色々な視点で作られています。

2) 計画・実行・問題点

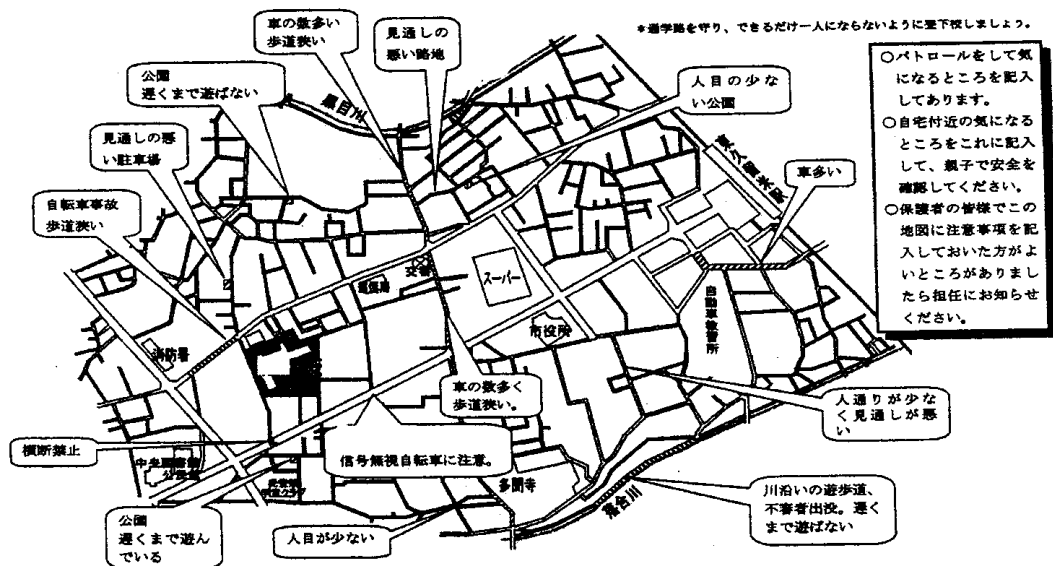
- ・現在ある各地区の「マップ」は、明記の仕方がバラバラです。子どもたちを守るために誰でもがわかる統一したものが良いのではないのでしょうか。各自で身を守るために、犯罪・交通の危険場所・交番・かけこみハウスを「安全マップ」に落としましょう。
- ・自分の住んでいる地域を知るためにも、親子が同じ視点で一緒に「マップ」を作りましょう。
- ・目印になる標識（立て看板）を作り、危険箇所につけましょう。
- ・大人が地域安全マップを作成して、それを子どもに渡すだけでは、子どもの被害防止能力はそれほど高まらないということを認識する必要があります。
- ・地域の住民が子どもたちを守るために、この「安全マップ」をみんなで活用しましょう。

- ・マップの配布先は、公共施設（市役所・地域センターなど）人が集まる所。
教育委員会→各学校（保護者が地域を知ることは必要です）、庶務課→私立学校、生活文化課→自治会、田無警察→交番など、組織が子どもを守る手助けをする。
- ・但し、幼稚園・小学校・中学校、年齢によって危険度が違うため、学校・子ども・親・地域が連携して「マップ」作りを進める必要があります。

3) 実地状況調査、評価

<事例1> 市内の小学校が子どもたちの安全を願って作成した「安全マップ」です。

- ・交通量の多い所、人目の少ない公園、見通しの悪いところなど気になるところを記入してあります。



<事例2> 失敗例 不審者マップ

子どもには、単純に「不審者に注意しましょう」と指導することは、「進んで挨拶をしましょう」とか「困っている人を助けましょう」などと指導していることと矛盾し、子どもを混乱させてしまいます。子どもに、「犯罪が起りやすい場所では十分警戒し、犯罪が起りにくい場所においては積極的に挨拶をしましょう」と指導すれば混乱は回避できます。

<事例3> 失敗例 犯罪発生マップ

犯罪発生場所に執着すると、被害体験を聞きだすことに躍起となり、被害者のトラウマ（心の傷）を深める危険性もあります。特に被害に遭った子どもの心のケアには十分な配慮が必要です。

<事例4>失敗例 日頃不安に感じている場所を表示した地図

被害が起こりやすい場所の判断基準（「入りやすい」（領域性が低い）場所と「見えにくい」（監視性が低い）場所という基準）に照らして、場所の危険性を判断し、地域に潜む危険性を発見するという「気づき」の過程こそが、被害防止にとって最も重要です。

4) 解決の方策への改善検討

- ・東久留米市内では、市民運動として活動している「愛のひと声運動」、住民運動として活動している「かけこみハウス」があります。市報などでお知らせ通知していますが、地域によってはまだまだ周知度は薄く市民全体の取り組みになっていません。環境整備は個人だけの力では、改善することはできません。地域の人たちの協力が不可欠です。登下校の安全見守りとして、「地域安全ボランティア」が活動しています。各団体の連携が必要です。その為には行政の協力も必要になります。
- ・愛のひと声運動…昭和 56 年度青少年対策基本方針に基づき、青少年の健全育成と非行防止を図るため市長を会長とし、各団体の協力のもとに市民ぐるみの運動として展開されています。良いことをしている青少年には励ましの言葉を、良くないことや危ないことをしている青少年には、注意のひと声をかけ、そのことによって青少年に正しい日常生活のルールを知らせ、自己と他人を尊ぶ心を高めて、青少年を非行や事故から守ろうとするものです。
- ・「かけこみハウス」…平成 10 年から準備委員会を経て、「児童生徒が痴漢にあう、知らない人に声をかけられる、車に乗るように誘われる」等の心配時に、「かけこみハウス」に避難すれば一時的に保護され、すぐに家庭や学校等に連絡をとることができる制度です。また、各中学校地区に実施委員会が設置され、協力家庭を募集しステッカーを配ったりしています。現在、市内には 2,416 世帯（平成 21 年度）の協力家庭があります。
- ・子どもや地域住民は、地域安全マップづくりを経験することで、危険な場所を避けたり、注意力を向上させたりする必要性を強く感じるようになります。子どもや住民自身が試行錯誤しながら相互に協力して作り上げる過程こそが様々な効果を生みます。

B) インターネット・パソコン・携帯電話（バーチャルな環境）

1) 事例の実践分類と傾向

子どもたちの未来に不可欠なインターネットは、多くの有益な情報が提供され、便利に活用できるプラス面があります。しかし、一部に心身が未発達な子どもたちが閲覧するには好ましくない情報もあり、保護者の目の届かないところで、それらの有害情報を「簡単に閲覧できる」「個人情報を書き込む」また、「勝手に利用登録する」などして、犯罪被害やトラブルに巻き込まれるケースが毎年多く発生しています。

被害児童生徒数は平成 20 年中に 128 名、平成 21 年中は 176 名と急増しています。出会い系サイト以外でも被害増加しています。

このような環境の中、子どもを守る手段として、安全なネット環境を提供するのは周囲にいる大人の責任です。インターネット（パソコン・携帯電話）のもたらす弊害から「子どもたちを守る」ためには、日頃の保護者・大人の注意が大切です。

2) 計画・実行・問題点

- ・インターネットには、違法情報や有害情報を載せているサイトがあることを、様々なサイトで実際に児童・生徒が犯罪被害にあっていることを、普段から家族みんなで話し合しましょう。
- ・利用時間や場所、利用してはいけないサイトなど、ネット利用のルールを決めておきましょう。また、いたずらのつもりでも、掲示板などへの誹謗中傷の書き込みが犯罪になることを確認しておきましょう。
- ・フィルタリングは、有害サイトへの閲覧を防止する有効な手段です。違法・有害情報の魔の手から子どもをガードするため「フィルタリング」を導入しましょう。

★ハイテク犯罪に巻き込まれないために

*** インターネット利用 7か条 *** （警視庁より資料抜粋）

- ① インターネット社会でも、実生活と同じルールとマナーを守る
- ② 他人のプライバシーを尊重する。
- ③ 住所・氏名など個人情報を入力する時は、十分注意する。
- ④ ID・パスワードなどの管理を徹底する。
- ⑤ 他人のミスを大げさに指摘しない。
- ⑥ メールを送る前に、内容をよく確認する。
- ⑦ 面と向かって言えないことは書かない。

3) 実施状況調査、評価

<事例 1> 出会い系サイト等に関係した事例

- ・中学 2 年生の少女は、遊ぶ金欲しさから無料のインターネットゲームサイトのチャットを利用して援助交際を求める内容を書き込み、知り合った会社役員と売春行為を行っていた。

＜事例2＞ ちょっとしたゲームのつもりが犯罪者に

- ・無料を謳うゲームサイトにて遊んでいるうちに、簡単な操作でできるアイテム購入に歯止めが利かなくなり、あとから数10万円の請求がきた。また自身のプロフィールの公開や、見知らぬ相手と情報をやりとりできる機能があり簡単に誰でも書き込みできるため「実名を載せられた」「悪口を書き込まれた」等様々なトラブルに巻き込まれるなど、被害者にも犯罪者にもなる危険性がある。

＜事例3＞ チェーンメール

- ・チェーンメールとは俗に言う「不幸の手紙」のメール版。内容は様々で、良心に訴えたり、時には脅迫したりして不特定多数へのメールの転送を促すが、その大半は誤った情報の場合が多く、社会的混乱や風評被害などをもたらす危険性があることから送信者が処罰されることもある。チェーンメールが回ってきたとき、それがどんなに興味深い内容でも、それを転送せず、すぐ削除しましょう。

＜事例4＞ ファミリーeルール講座

- ・東京都と心の東京革命推進協議会では「家庭でのルール作り」を各家庭で実践できるように、保護者がルール作りのコツを学ぶ「ファミリーeルール講座」を実施しています。中央中地区青少年健全育成協議会では、講師を招いてファシリテーターの進行のもとに行われるグループワークを中心とした講座と、後半eメディアリーダーによるポイント講義を受けました。ここではインターネット・携帯電話・ゲームの現状とトラブル対処法についても学ぶことができました。

4) 解決の方策への改善検討

- ・みなさんが、インターネット（携帯電話からの利用も含む）やメールを利用する際に起こる色々なトラブルから、ネット・コミュニケーションにおける悩みごとまで、幅広くお答えする窓口がありますので、気軽にアクセスしてください。「よくある質問」や「利用方法」などよく読んで、小中高生のみなさんが直接、あるいは保護者や先生の力を借りて、相談してみましよう。

＜通報・相談窓口＞

～ひとりで 悩まず 相談を～

「どうしよう」「おかしい、子どもの様子を変だ」こんな時は

- ヤング・テレホン・コーナー Tel 03-3580-4970
- 警視庁少年相談室 Tel 03-3581-4321 内線 30732～34
- 立川少年センター Tel 042-522-6938

- 内閣官房 IT 担当室ホームページ
「違法・有害情報対策ホームページ」
通報・相談窓口や Q&A などインターネットを安全安心に利用するための情報を紹介する内閣官房 IT 担当室のサイトです。
<http://www.it-anshin.go.jp/>
- 法務省人権擁護局ホームページ
人権相談を受付ける法務省人権擁護局のホームページです。
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/>
- 違法・有害情報相談センター
学校関係者やウェブサイト運営者などからインターネット上の違法・有害情報などに関する相談を受ける相談窓口です。
<http://www.ihaho.jp/>
- インターネット・ホットラインセンター
インターネット利用者からインターネット上の違法・有害情報に関する通報を受付ける通報窓口です。
<http://www.internethotline.jp/>

4 提言・推進方法

- ・子どもを有害環境・情報から守るのは、身近にいる親（保護者）・周りにいる大人です。時代と共に変化する現状を常に把握して、まずは大人たちが率先して確認することが必要でしょう。
- ・親子でそれぞれの課題を共通理解するためには、共有の時間を体験し、その中から、良い点・悪い点を話し合うことが大切です。親と子が情報を共有することで危険を回避できる確率が高まるのではないのでしょうか。
- ・「家族のルール」を作りましょう。各家庭の環境に合ったそれぞれの家庭のありかたや、子どもに合わせた取り組みが大切です。しかし、「社会のルール」マナーを無視するようなことはしてはいけません。
- ・地域で開催されるセーフティー教室などには積極的に参加しましょう。危険に対する一般的な情報を得られるだけでなく、参加者同士のネットワークが出来たり情報共有が出来たりすることも期待でき、安全な地域づくりに繋がります。
- ・一人で悩まず、様々な相談窓口を積極的に活用しましょう。状況はめまぐるしく変わり常に確かな情報を把握することは難しいですが、専門的な知識を有する相談窓口であれば的確なアドバイスが得られ、問題解決の助けになるでしょう。

青少年の社会参加の機会をふやそう（青少年の社会参加の拡大と活動の場の整備）**1 主題**

子どもたちを社会の一員として大きく成長させるために、地域社会に子どもたちを積極的に送り出し、いろいろ経験させることが大切です。

そのためには、地域が健全育成対策事業をより充実させ、受け入れる機会と体制、そして場所を提供する必要があります。

2 主題設定の趣旨

少子化・核家族化が進む中、生活環境が多様化し、人と人との関わり方、子育て・しつけなど、学ぶ機会が少なくなってきました。そのために子どもたちは指示なしでは行動ができなかったり、その場の状況判断ができず、また、その先になにがあるかわからないことから短絡的な行動をとったりするなど、社会性、協調性、自立心が欠如している現象化にあります。また、ネット社会の影響もあり、家庭の中、学校、友達関係にも所属感をもてないでいる子どもたちが増加しており、これらの原因のひとつに、我々大人の責任もあると思います。

このような現況で、子どもたちの精神面は劇的に悪い方へと複雑化していく恐れがあり、子どもたちを社会の一員に成長させるため、子ども時代からさまざまな体験と人との交流をさせることが大切です。地域が子どもたちに社会参加の機会をあたえて成長の糧になるよう、(A) 地域行事等自主的な参加事例として、「音楽会」と「少年野球」、(B) 社会奉仕的な青少年活動として、「地域清掃」、(C) 文化的・教養的な伝承文化活動として、「伝統文化の継承」と「天文教室」について検証することにしました。

3 実践事例(活動・行事・事業の一例)

| | ① 活動・行事・事業名 ② 主催 | ③ 対象者 | ④ 活動・行事の場所 ⑤ 時期 | ⑥ 内容 |
|-----|--|-----------------|--|--|
| A-1 | <p>地域行事等自主的な参加事例 音楽会</p> <p>・中学校地区青少年健全育成協議会</p> | 地域内の小学生、中学生、高校生 | <p>地域センター、学校</p> <p>年1回</p> | 自主的なグループ(同級生やクラブ仲間)や個人で、練習した結果を発表。 |
| A-2 | <p>地域行事等自主的な参加事例 少年野球</p> <p>・少年野球連盟</p> | 小学生、中学生 | <p>学校校庭ほか</p> <p>土・日・祭日、学校が休みの日、放課後など</p> | 小・中学生を中心としたチームを基に、野球の指導・練習や試合を行う。 |
| B | <p>社会奉仕的な青少年活動 地域清掃</p> <p>・中学校生徒会 ・中学校地区青少年健全育成協議会 ・PTA</p> | 小学生、中学生、及び大人 | <p>各地域の公道、通学路、歩道、河川など(主に歩道)</p> <p>年1回</p> | 各地域の小・中学生や、その親たちで、決められた範囲内で清掃を行う。 |
| C-1 | <p>文化的・教養的な伝承文化活動 伝統文化の継承</p> <p>・生涯学習センター</p> | 小学生、中学生 | <p>地域センター、学校など</p> <p>土日を中心</p> | 三味線・舞踊・お琴・詩吟・阿波踊り・茶道・書道などの教室の開催。 |
| C-2 | <p>文化的・教養的な伝承文化活動 天文教室</p> <p>・東中学校地区青少年健全育成協議会 ・東中学校天文部の先生と中学生・卒業生</p> | 中学生 | <p>東中学校</p> <p>年1回(夜)</p> | 東中学校では、「天体観測ドーム」が昭和41年に設立されて以来、年1回(夜)に「天文教室」を開催している。 |

| | |
|---|-----|
| <p>⑦ 備考（実施後寄せられた感想など）</p> | |
| <p><良いと思われる点></p> <ul style="list-style-type: none"> : 学校、学年を越えて、子どもたちも交流の出来る場であること。 : 保護者だけでなく、地域の方とも交流ができること。 : 少子化の中、異学年の子どもたちが関わりを持つ機会であること。 : 子どもたちが、自分の持っている才能を発揮している事を近隣の方に知ってもらい、それを機会に地域の中で会話ができる1歩となること。 : 回を重ねる事により少しずつではあるが、地域に周知されているところ。 : 出演する子どもたちは、その日まで一生懸命練習し、努力し参加している。 : 「音楽会」を運営するスタッフが、PTAの保護者はもちろん、地域の人々（民生委員・自治会など）が関わり、多様な年齢層の方と関われる。 : 顔見知りになった事により、お互いに外であったときも声をかけられる。 <p><問題点・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> : 高校生を含めた実行委員会形式で企画・準備・運営することはよいことですが、事前の企画会議の時間調整が難しい。また、少しずつではあるが、地域の中で「おんがくかい」を知っている人が増えている傾向にはあるが、もう少し、地域に広くお知らせするにはどうしたらいいか、が課題です。 : 「他人のことに興味、関心を持たない」人が増えているのも現実だが、そういった大人たち、子どもたちの参加も課題だと思ふ。 | A-1 |
| <p><良いと思われる点></p> <ul style="list-style-type: none"> : 野球の知識だけでなく、社会のルールも自然と教わる。 : 野球をやって行く上で、自信を持ち、甲子園に憧れ、プロに憧れるようになり夢を持つことができる。 : 中学校・高校又は大学まで続けていく上で、野球は団体競技なので、先輩、後輩、同僚と仲間意識が強くなり、友達が増えること。 : 卒業しても連絡を取り合ったり、意外とクラスメイトより交流があるように思われる。 : 野球をしていたことにより、社会へ出た時、野球から友達になれる。（例えば、地域でやっている野球チームから声をかけられ、参加するようになったり。年齢層もあるので会話の中から野球以外の事、人生など勉強をするのではないかな。） : 監督やコーチをやっていたお父さん方も、仕事リタイヤ後（しなくても）地域に仲間がいていいと思う。 <p><問題点・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> : 少年野球、中学校野球（地域の野球）は、親が交替で当番がある。「お店をやっている。」、「赤ちゃんがいる」、その他様々な理由（忙しくて、野球に来れない、当番が出来ない等）で子どもを野球チームに入れたくない（しかし、子どもは入りたがっている。）例がいくつかある。 | A-2 |
| <p><良いと思われる点></p> <ul style="list-style-type: none"> : きれいな環境・まちをつくろうという気持ちが養われている。 : 同じ地域の小学生・中学生、先生、青少年健全育成協議会が集まることで、顔みしりになるだけでなく、清掃という作業を行うことで、協働・仲間意識ができる。 : 清掃の後に青少協で用意した「すいとん」や「トン汁」などを食べながら、親子・地域の親子、おじさん・おばさん等、世代をこえた交流も図れる。 <p><問題点・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> : 天候に左右されるのが課題。 | B |
| <p><良いと思われる点></p> <ul style="list-style-type: none"> : あいさつや姿勢などの礼儀作法にはじまり、練習方法・上達のポイント・道具の取り扱い等を通じて、物を大事にする心が養われる。また、年上や年下との接し方や言葉遣い、伝統文化の歴史や特徴、日本的な価値観などを学んでいる。 <p><問題点・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> : 年々参加者が減少しているのが課題。 | C-1 |
| <p><良いと思われる点></p> <ul style="list-style-type: none"> : スライドや星座早見盤を使った説明、実験。星の神話、星座のお話などの講義で夢を抱く。 : 地域（天文部）の先生や中学生、卒業生のご協力のもと、また、日食や月食などタイムリーな事象にも対応。 <p><問題点・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> : 天候に左右されること。 : 1回の参加者人数の制限が課題。 : 夜の企画で、子どもの帰りの安全確保が課題。 | C-2 |

4 提言

地域の大人達のあたたかい見守りの中で、子どもたちが地域行事・青少年対策事業・伝承文化事業などに参加する機会を積極的に促しましょう。幅広い人と人との交流のなかでいろんな体験を積ませる事により、協調性・社会性・そして自立心を育むこととなります。

これらの活動や事業に参加する機会を増やすことは、所属感を感じたり、連帯意識をも身に付けていき、地域が居場所へとつながります。

市内には数多くの活動・事業・行事が行われていること、ご承知のとおりですが、その多くが様々な問題を抱えています。参加者の減少化・固定化・そして実践のマナー化等です。原因としては様々あります。それぞれが個別に悩み、個別に解決を計るがためとも思います。それは、多くの事業・行事が一定の地域、一定の範囲内のみを対象として行われているためとも考えられます。また、これら事業・行事は、一部の人の間だけで知られ行われていることも要因の一つではないでしょうか。

青少年に参加しやすい環境を与えるためには、事業や行事を数多く行うことも大切ですが、まずは「どこで」「いつ」「どんな事業・行事」が行われているかわからなければ、参加する機会は与えられません。

そのためには、まずは活動・事業・行事の存在、さらにはその内容の周知を図る情報の提供の手段を増やすことが大切ではないでしょうか。これにより、青少年は、自分が参加したいものを選ぶことができ、積極的に参加するようになるのではないのでしょうか？

5 推進方法

青少年が自主的に何かをしたいと思ったとき、情報があれば選ぶことができます。

- (1) 市内の事業・行事などに関する情報誌（小冊子など）をつくり配布する。

行事・事業の名前のみならず、実施内容（いつ・どこで・誰が）、連絡先などの一覧。

学校：生徒への配布

市：各施設の受付カウンター等に準備

市報に定期的に掲載する等

団体：所属員に配布

等々

- (2) 各事業・行事の責任者達による定期的な協議の場を設ける。

それぞれの活動を広げるためには具体的にどうするか。

それぞれの活動以外の協議の場をつくり、各団体・異業種との相互交流の機会を増やす。

報告書の活用

報告書の活用を願って

健全な青少年育成は、誰もが賛同する共通の願いです。今期（平成 20 年 9 月～平成 22 年 8 月）の東久留米市青少年問題協議会も、多くの関係者が協力し合って、問題の克服や健全育成を推進するための重要な課題について協議を重ねて、具体的な提言を探り、その実践の方向についてまで論議を重ねてきました。実践化、具体策・具現化、効率化を目指し検討を重ね、0825 報告における「大人が変われば子どもも変わる。子どものために大人が変わろう。『あいさつかよう東久留米』」のメッセージを、今期報告書（2826 報告）の基盤にしています。

青少年の健全育成は、新しい時代の担い手である青少年が、豊かな心を持ち、主体的にたくましく生きる、社会のよき形成者として成長して欲しいという願いと、すべての子ども的人格のよりよい発達を促したいという扶助の精神にあります。

この目的を目指して努力することが、非行や問題行動など、学校や地域社会で発生している問題行動への対策となり、抜本的な解決に結びついてきます。このような考えに、家庭、地域、学校、行政機関が何をどうすることが望ましいのか、身近に起こっている具体的な事例を分析し、解決の方策とその推進の方法までを話し合い、0825 及び 2826 報告の活用を願って作成いたしました。この報告書の特色は、0825 報告に追記した次の 4 点にあります。

- (1) 健全育成にかかわる問題と感じている身近な事例から、何が、その問題の要因にあるのか共通項を分析し、検討し、事例の共感化を図りました。
- (2) その事例をもとに、提言を「・・・してみませんか」、「・・・していますか」という優しく語りかける形にしました。
- (3) その提言を、さらにどのように広げていくのか、推進と活用について具体的に進言してみました。
- (4) 事業推進の固定化、マンネリ化、重複化及び参加者の減少化などの諸問題・課題に対する検討を、事業の価値基準という視点から見直しをしてみました。

この特色を生かして、次のような機会に、他の資料と一緒に活用したり、必要な箇所を切り取って活用したりするなどして、広く活用されることを期待しています。

<学校において協議や授業の資料として>

- ・ 児童・生徒理解、当面する生活指導上の課題、今後の課題解決の具体策を探る研修会などの資料として
- ・ 道徳授業を推進するときの具体的な事例・資料として
- ・ 全校朝会などの話題の資料として、他の資料と一緒に活用する。

<教育委員会などが主催する研修会の資料として>

- ・ 初任者研修のテキストとして

- ・ 生活指導主任会などにおいて生活指導の基本的な事項の理解、地域、保護者との連携理解などの資料として
- ・ 校長会、副校長会などにおける生活指導上の諸問題を解決する方向性の共通理解を図る資料として活用する。

<保護者会・PTA活動などの資料として>

- ・ 健全育成に関連するPTA会員の研修活動の際の資料として
- ・ 保護者会などで学校の指導方針の理解や協力を求めるときなどの資料として
- ・ 具体的に起こる問題の解決に向けての実態の把握資料として、活用しやすいように資料を組み替えて活用する。

<地域の連絡協議会、地域の活動などの資料として>

- ・ 各中学校地区青少年健全育成協議会などの研修資料として
- ・ 家庭教育学級などの話し合いのテーマとして
- ・ 社会を明るくする運動などの集会の資料として
- ・ 児童館などの連絡会にて、資料として提供する。

<家庭の中の団欒や話し合いなどの話題資料として>

- ・ 家庭の団欒の中で、家族の中で、事例を知らせ、事例を通して学びを語り合う材料として
- ・ 家庭の中で、みんなができること、一人一人が気をつけることによって家庭にあたたかさや、家族に力が生まれることを実感させる資料として活用する。

<企業や仕事場における研修や話し合いの資料として>

- ・ 各職場において安心して仕事ができることが、仕事の効率化と経済効果をもたらすことにつながります。その要は、家庭、家族、とりわけ子どもたちの健やかな成長であり、家庭の明るさとあたたかさ、家族の絆にあります。職場での実績をもたらす原動力は、家庭であり、家族です。組織のリーダーが率先して、その大切さを意識して伝達したり、朝会などの話題にしたりする際の資料として活用する。
- ・ 健全育成にかかわる地域の諸会合、行事、イベントなどに、職員を派遣し、地域のなかの企業として地域ぐるみで健全育成を推進しているという意気込みを職員に意識形成する際などに活用する。

<行政施策の検討資料として>

- ・ 青少年の健全育成にかかわる行政施策を検討する際などに、本報告書に記載されている具体的な行動計画を参考にし、策定に活用する。

お わ り に

今期2826報告は、0825報告「青少年の心の豊かさと健やかさを求めて」を継承し、同様の主題を掲げ、3分科会形式からリニューアルしたA分科会とB分科会の二つに分科会を構成して協議をしてきた検討報告です。リニューアルに当たっては、家庭づくり、あいさつの励行における「大人が変われば子どもも変わる」の言葉に称されるように、この言葉に含まれる事項のすべては、A分科会とB分科会に共通な基礎・基本の部分として含有すると考え、「地域ぐるみで健全な環境づくり」、「青少年の社会参加の機会を増やす」の二つを重点にして、各委員の意見交換、協議を重ねて参りました。

健全育成という言葉を目にすると、ともすれば問題行動の対策やその恐れのある子どもに対しての対策会議という意識がもたれる傾向にあります。多くの子どもたちが生活している地域や環境、社会状況を考えますと、問題行動への対応ではなく、すべての子どもが、心が豊かで、健やかに成長するための根本的な対応を着実に推進することが大切であるという考えに立つことが大切です。本協議会も、この考えを大切に、「青少年の心の豊かさと健やかさを求めて」を主題にして、協議し、報告書にまとめてきました。

本報告書は、従来から続けてこられている各地域の健全育成事業を見直したり、振り返ったりして、問題・課題となっている参加者の減少化、参加者の固定化、事業のマンネリ化、事業の重複化などについて検討を行い、事業の新しさ、魅力、価値について論議をし、まとめてきました。

この報告書を、0825報告との一対と考え、保護者会、PTA、校内研修会、各中学校地区健全育成協議会、企業研修等、多方面で活用されますことを願うとともに、保護者と教師、保護者同士、両親や親子の話し合いをするきっかけになれば幸いに存じます。

資

料

東久留米市青少年問題協議会条例

東久留米市青少年問題協議会検討経過

東久留米市青少年問題協議会委員名簿

青少年関係窓口一覧

東久留米市青少年問題協議会条例

昭和 54 年 6 月 30 日

条例第 26 号

改正 昭和 57 年 7 月 1 日条例第 18 号 平成 12 年 12 月 20 日条例第 61 号

東久留米市青少年問題協議会条例(昭和 37 年東久留米市条例第 6 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法(昭和 28 年法律第 83 号)第 1 条の規定に基づき、東久留米市に市長の附属機関として、東久留米市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(職務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じて、青少年の指導、育成、保護および矯正に関する基本的かつ総合的な施策に関する事項を調査審議する。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、自ら調査審議して市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 協議会は、会長および次に掲げる委員 42 人以内をもつて組織し、市長が委嘱または任命する。

(1) 青少年の育成にかかわる市民 30 人以内

(2) 学識経験を有する者 4 人以内

(3) 東久留米市議会の議員 2 人以内

(4) 関係行政庁の職員 4 人以内

(5) 東久留米市に勤務する職員 2 人以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

(会長の権限ならびに副会長の設置および権限)

第 5 条 会長は、市長がこれに当り、協議会を代表し、会務を総理する。

2 協議会に副会長を置く。

3 副会長は、委員が互選する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 会長および副会長がともに事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第 6 条 協議会は、会長が招集する。

(定足数および表決数)

第7条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議をひらくことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 協議会に専門の事項を調査させるため、必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、協議会委員および東久留米市に勤務する職員のうちから会長が任命する。

3 専門委員の任期は、当該委員および職員の任期による。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第3条の改正によりあらたに任命または委嘱された委員の任期は、この条例施行の際現に在任する委員の任期の満了の日までとする。

付 則 (昭和57年7月1日条例第18号)

1 この条例は、昭和57年7月1日から施行する。

2 第3条の改正により、従前の委員の任期は、昭和59年3月31日までとする。

付 則 (平成12年12月20日条例第61号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

東久留米市青少年問題協議会 検討経過

| 会議種別 | 開催日 | 協議・検討内容 |
|--------|-------------|---|
| 第1回協議会 | 平成20年11月18日 | <ul style="list-style-type: none"> ・副会長の選出 ・今期の検討テーマについて |
| 第2回協議会 | 平成21年 2月 9日 | <ul style="list-style-type: none"> ・実践化の具体策について 「青少年の心の豊かさと健やかさを求めて」 |
| 第3回協議会 | 平成21年 5月13日 | <ul style="list-style-type: none"> ・実践化の具体策について 「KJ法」による実践事例の分類・整理 |
| 第4回協議会 | 平成21年 8月24日 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後の会議の進め方について ・分科会に分かれての検討 <ul style="list-style-type: none"> A分科会「地域の健全な環境づくり」 B分科会「青少年の社会参加の機会の増進」 |
| 第5回協議会 | 平成21年12月15日 | <ul style="list-style-type: none"> ・分科会中間報告 ・分科会に分かれての検討 |
| 第6回協議会 | 平成22年 2月15日 | <ul style="list-style-type: none"> ・実践化、具現化、効率化への手立ての検討 ・分科会に分かれての検討 ・分科会中間報告 |
| 第7回協議会 | 平成22年 5月18日 | <ul style="list-style-type: none"> ・分科会中間報告 ・報告書作成に向けて内容の検討 ・分科会に分かれての検討 |
| 第8回協議会 | 平成22年 8月 3日 | <ul style="list-style-type: none"> ・各分科会報告書（案） ・全体での原案討議 ・分科会に分かれての検討・各分科会報告書（案） ・全体での報告書（原案）討議 |
| | 平成22年 8月26日 | 報告書（2826）提出 |

東久留米市青少年問題協議会分科会 検討経過

| 会議種別 | 開催日 | 検討内容 |
|------|-------------|---------------------------------------|
| A分科会 | | |
| 第1回 | 平成21年 8月24日 | ・ A分科会サブテーマの確認 「地域の健全な環境づくり」 |
| 第2回 | 平成21年12月15日 | ・ 事例研究、具体的な活動 ・ マップづくり等の事例、提言 |
| 第3回 | 平成22年 5月18日 | ・ 主題、趣旨、事例 |
| 第4回 | 平成22年 5月27日 | ・ テーマ（見えるもの、見えないもの） |
| 第5回 | 平成22年 7月29日 | ・ 主題、趣旨、事例（マップ・インターネット）、提言 |
| B分科会 | | |
| 第1回 | 平成21年 8月24日 | ・ B分科会サブテーマの確認 「青少年の社会参加の機会の増進」 |
| 第2回 | 平成21年12月15日 | ・ 事例 |
| 第3回 | 平成22年 5月18日 | ・ 事例（音楽会、少年野球、地域清掃、愛のひと声運動、天文教室、伝統文化） |
| 第4回 | 平成22年 7月 2日 | ・ 事例の分類、5W1H |
| 第5回 | 平成22年 7月27日 | ・ 主題、趣旨、事例の標記方式 |
| 小委員会 | | |
| 第1回 | 平成22年 3月26日 | ・ 課題、報告書のまとめ、構成、 |
| 第2回 | 平成22年 5月24日 | ・ 報告書のまとめ方 |
| 第3回 | 平成22年 7月29日 | ・ 各分科会報告 |
| 第4回 | 平成22年 8月19日 | ・ 報告書（最終）作成 |

東久留米市青少年問題協議会 分科会委員構成

(平成21年8月～平成22年8月)

| 選出機関・団体名 | 氏名 | 備考 |
|--------------------------|-----------|------------------|
| A分科会 環境整備と非行防止活動の推進 | | |
| 東久留米青年会議所 | 座長 會澤 匡伸 | |
| 西中学校地区青少年健全育成協議会 | 副座長 城道 文子 | |
| 下里中学校地区青少年健全育成協議会 | 書記 渡部 久美子 | |
| 南中学校地区青少年健全育成協議会 | 住吉 喜代子 | |
| 東久留米市立中学校長会 | 種市 哲也 | 平成21年8月～平成21年12月 |
| | 渡邊 宏一 | 平成21年12月～ |
| 都立久留米西高等学校 | 小橋川 和子 | |
| 保護司会 | 篠宮 正和 | |
| 体育指導委員会 | 原 友子 | |
| 市防犯協会 | 榎本 和子 | |
| 学識経験者 | 高田 桂子 | |
| 市議会 | 沢田 孝康 | |
| 田無警察署 | 遠藤 功 | |
| 東京家庭裁判所八王子支部 | 小野垣 宏一 | 平成21年8月～平成22年3月 |
| | 山内 尚俊 | 平成22年4月～ |
| 教育長 | 永田 昇 | |
| B分科会 青少年の社会参加の拡大と活動の場の整備 | | |
| ボーイスカウト東京都東久留米第1団 | 座長 呉 彰夫 | |
| 中央中学校地区青少年健全育成協議会 | 副座長 松田 律子 | |
| 民生児童委員協議会 | 書記 佐々木由美子 | |
| 市議会 | 書記 島崎 清二 | |
| 久留米中学校地区青少年健全育成協議会 | 番場 雅文 | |
| 東中学校地区青少年健全育成協議会 | 磯部 里美 | |
| 大門中学校地区青少年健全育成協議会 | 西山 久美子 | |
| 東久留米市立小学校長会 | 矢島 裕子 | |
| 青少年委員会 | 中島 春江 | |
| 東久留米市立小中学校PTA連合会 | 馬本 房子 | |
| 薬物乱用防止推進東久留米地区協議会 | 小山 典子 | |
| 学識経験者 | 谷垣 十四雄 | |
| 多摩小平保健所 | 寺田 正敏 | |
| 東京都小平児童相談所 | 栗原 博 | 平成21年8月～平成22年7月 |
| | 竹中 雪与 | 平成22年7月～ |
| 生涯学習課長 | 田中 潤 | |

青少年関係窓口一覧

～ひとりで悩まず相談を～
「どうしよう」「おかしい、子どもの様子が変わる」こんな時は

青少年の総合相談

- ・ ヤング・テレホン・コーナー 03-3580-4970
- ・ 警視庁少年相談室 03-3581-4321
- ・ 立川少年センター 042-522-6938
- ・ 小平児童相談所 042-467-3711
- ・ 子どもの人権110番 0120-007-110
- ・ 東京都教育相談センター 03-3493-8008

東久留米市関連部署

- ・ 子ども家庭部子育て支援課 042-470-7735
- ・ 子ども家庭部保育課 042-470-7745
- ・ 福祉保健部健康課 042-477-0022
- ・ 教育センター 042-475-2391
- ・ 教育相談室中央相談室 042-473-3667
- ・ 教育相談室滝山相談室 042-475-8909

東久留米市施設等

- ・ わくわく健康プラザ 042-477-1115
- ・ 子ども家庭支援センター 042-471-0920
- ・ 地域子ども家庭支援センター上の原 042-420-9011
- ・ ファミリー・サポート・センター 042-475-3294
- ・ 中央図書館 042-475-4646
- ・ 滝山図書館 042-471-7216
- ・ ひばりが丘図書館 042-463-3996
- ・ 東部図書館 042-470-8022
- ・ スポーツセンター 042-470-7900
- ・ 生涯学習センター 042-473-7811
- ・ 西部地域センター 042-471-7210
- ・ 南部地域センター 042-451-2021
- ・ 東部地域センター 042-470-8020

市立小学校

- ・ 第一小学校 042-471-0014
- ・ 第二小学校 042-471-0134
- ・ 第三小学校 042-471-0104
- ・ 第四小学校 042-471-2626
- ・ 第五小学校 042-461-5843
- ・ 第六小学校 042-471-5370
- ・ 第七小学校 042-471-0114
- ・ 第九小学校 042-471-7548
- ・ 第十小学校 042-473-9196
- ・ 小山小学校 042-474-1691
- ・ 神宝小学校 042-474-4108
- ・ 南町小学校 042-461-2662
- ・ 本村小学校 042-474-0404
- ・ 下里小学校 042-473-7117

市立中学校

- ・ 久留米中学校 042-471-0030
- ・ 東中学校 042-471-2765
- ・ 西中学校 042-471-4400
- ・ 南中学校 042-421-9573
- ・ 大門中学校 042-474-1753
- ・ 下里中学校 042-473-7115
- ・ 中央中学校 042-473-8881

児童館

- ・ くぬぎ児童館 042-473-7315
- ・ けやき児童館 042-474-6653
- ・ 中央児童館 042-476-2161
- ・ 滝山児童館 042-471-7214
- ・ 子どもセンターひばり 042-464-9300

東久留米市青少年問題協議会検討報告
「青少年の心の豊かさと健やかさを求めて」(その2)

発 行 日/平成 22 年 8 月 26 日

発 行・編 集/東久留米市 子ども家庭部 子育て支援課

東京都東久留米市本町三丁目 3 番 1 号

電話 : 042-470-7735 FAX : 042-470-7807

Mail : kosodateshien@city.higashikurume.lg.jp

東久留米市ホームページ

<http://www.city.higashikurume.lg.jp/>